認に関する部分を除く。）」を加え、同条の表第三十五条第一項の項中

同一都道府県の区域内	
当該都道府県の区域内	

を

同一広域連合（都道府県の加入するものに限る。）の区域内	
当該広域連合の区域内	
により都道府県	によりるもの
規定する引き続き当該都道府県	規定す

に改め、同表第五十三条第一項の項、第五十九条の四第四項の項及び第五十九条の五の四第七項の項中

広域連合（都道府県の加入するに限る。）を組織する都道府県	
る引き続き当該広域連合	
により当該	により当該広域連合を
当該都道府県	府県の議会の議員及び
当該広域連合（都道府	ものに限る。）

を

組織する都道	
長の	
県の加入する	
により当該	
により当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）を組織する都道府県の議会の議員及び長の	

に改める。

第二百十四条の五第一項の表第四十四条第三項の項中

同一都道府県の区域内	
当該都道府県の区域内	
同一広域連合（都道府県の加入するものに限る。）の区域内	
当該広域連合の区域内	
により	により広域連合
、引き続き当該都道府県	、引き続き当該

を

（都道府県の加入す	
を組織する	
広域連合	

に改める。

第二百十五条の四中「、第三十五条第一項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分を除く。）」を、「第五十三条第一項（」の下に「引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分及び」を、「）、第五十九条の四第三項」の下に「、同条第四項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を、「、第五十九条の五の四第三項」の下に「、同条第六項及び第七項（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認に関する部分に限る。）」を加え、「、第五十条第五項」を「並びに第五十条第五項」に改め、「及び第五十九条の五の四第三項」の下に「（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確

認に関する部分を除く。）」を加え、同条の表第三十五条第一項の項中

同一都道府県の区域内	
当該都道府県の区域内	
同一広域連合（都道府県の加入するものに限る。）の区域内	
当該広域連合の区域内	
により都道府県	によりるもの
規定する引き続き当該都道府県	規定す

を

広域連合（都道府県の加入するに限る。）を組織する都道府県	
る引き続き当該広域連合	
により当該	により当該広域連合を
当該都道府県	府県の議会の議員及び
当該広域連合（都道府	ものに限る。）

を

組織する都道	
長の	
県の加入する	
により当該	
により当該広域連合（都道府県の加入するものに限る。）を組織する都道府県の議会の議員及び長の	

に改める。

第二百十五条の五の表第四十四条第三項の項中

同一都道府県の区域内	
当該都道府県の区域内	
同一広域連合（都道府県の加入するものに限る。）の区域内	
当該広域連合の区域内	
により	により広域連合
、引き続き当該都道府県	、引き続き当該

を

（都道府県の加入す	
る	

に改める。

（最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部改正）

第四条　最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第二項」を「第三項」に改める。